

企画競争説明書

業務名称：バングラデシュ国主要幹線軸重計整備プロジェクト
【有償勘定技術支援】

調達管理番号：19a01219

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年4月1日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示 公示日 2020年4月1日

2 契約担当役 理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：バングラデシュ国主要幹線軸重計整備プロジェクト【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

~~() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。~~

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、(本邦研修を除き) 契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修につきましては、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を別途締結します。これに伴い、本邦研修にかかる経費につきましては、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2020年6月 ～ 2024年7月

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12カ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。(なお、これは、上記(4)の契約履行期間(約49カ月)を想定したものであり、契約履行期間が48カ月未満になる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。)

- ① 第1回(契約締結後)：契約金額の9%を限度とする。
- ② 第2回(契約締結後13ヶ月目以降)：契約金額の9%を限度とする。
- ③ 第3回(契約締結後25ヶ月目以降)：契約金額の9%を限度とする。
- ④ 第4回(契約締結後37ヶ月目以降)：契約金額の9%を限度とする。
- ⑤ 第5回(契約締結後49ヶ月目以降)：契約金額の4%を限度とする。

4 窓口

【選定手続窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部 契約第一課
担当：西馬 Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達・派遣業務部
受付となります。

【事業実施担当部】 社会基盤部 運輸交通グループ 第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の特記仕様書の内容を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

＜特定の排除者はありません。＞

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。
なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年4月8日（水） 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年4月13日（月）までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年5月8日（金） 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、新たに公開された「**コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン**」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積としてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）
 - ①本邦研修に係る経費
 - ②データベース用サーバーの購入に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - ①データベース開発（現地再委託費）：4,000千円
 - ②軸重計測所へのデータベースソフトのインストール(現地再委託費:10 か所程度を想定)：3,000千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) BDT1=1.32217 円
 - b) US\$1=110.035 円
 - c) EUR1=120.104 円
- 5) その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を指定しています。宿泊料については、業務従事者の格付（号）にかかわらず、一律13,500円/泊として計上してください。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／道路交通管理・政策
 - b) 軸重計測所管理（運営体制）

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約33.5M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\text{(当該者の見積価格－最低見積価格)} \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差（％）に応じた価格点

最低価格との差（％）	価格点
3％未満	2.25点
3％以上 5％未満	2.00点
5％以上 10％未満	1.75点
10％以上 15％未満	1.50点
15％以上 20％未満	1.25点
20％以上 30％未満	1.00点
30％以上 40％未満	0.75点
40％以上 50％未満	0.50点
50％以上 100％未満	0.25点
100％以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年6月5日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知書の日付から10営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課 (prtm1@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。10営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づき適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ~~（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。~~
 - ~~1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。~~

~~本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。~~
 - ~~2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。~~
- ~~（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。~~
- ~~（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。~~

13 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 10 営業日以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）:

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務:

道路交通計画、道路交通管理、交通政策、道路・橋梁維持管理に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ (副業務主任者 1名の配置) の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「**業務管理グループ制度と若手育成加点**」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➢ 業務主任者 / 道路交通管理・政策

➢ 軸重計測所管理 (運営体制)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者 (業務主任者 / 道路交通管理・政策)】

a) 類似業務経験の分野:

道路交通計画・管理、道路維持管理、交通政策に関する各種業務

(軸重規制、過積載対策、交通規制または自動車貨物輸送に関する業務経験があることが望ましい。)

b) 対象国又は同類似地域: バングラデシュ国 及び 全世界

c) 語学能力: 英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者: 担当分野 軸重計測所管理 (運営体制)】

a) 類似業務経験の分野:

物流拠点施設、料金所 (車両からの徴収)、軸重計測所、国境通過施設の計画に関する各種業務

(人員配置、導線計画、情報システムの計画に関する業務経験があることが望まし

- い。)
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ国 及び 全世界
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／道路交通管理・政策</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇〇</u>	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>軸重計測所管理（運営体制）</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 2020年5月15日（金） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

南アジア地域は、経済の自由化等の改革を積極的に進めており、インド、バングラデシュを中心に、潜在力の高い経済圏として注目を集めている。約 17 億の人口を有する同地域は、今後、人口ボーナス期を迎え、内需拡大による更なる成長が期待される。他方、同地域の総貿易量に占める域内交易量はわずか 3%（Asia Regional Integration Center、2012 年）と低水準に留まっており、域内の連結性向上、特に運輸交通インフラの整備が大きな課題となっている。

こうした状況の下、同地域では複数の地域連携枠組みに基づいた広域運輸交通整備計画が策定され、ソフト・ハード両面からインフラ整備が進められている。特に、バングラデシュは、周辺国・近隣国にインド、ミャンマー、ネパール、ブータンを有し、各国を繋ぐ重要な場所に位置していることから、円借款事業「クロスボーダー道路網整備事業」を通じた国際回廊の整備は、同国のみならず地域全体の安定及び経済発展に資するものとして高い期待が寄せられている。

一方で、同国では政府予算や援助機関により急速に道路網整備が進められているものの、国境に繋がる主要幹線は、既存の道路・橋梁の劣化等により、国際回廊として十分機能しておらず、地域内の旅客・貨物輸送の障害となっている。劣化の要因の一つとしては、経済発展に伴う交通量及び物流量の増加を受けた、過積載車両による道路・橋梁インフラの損傷が挙げられる。同国では過積載車両の横転や荷物の逸脱落下等の重大事故が発生しており、過積載車両への対応を含む、適切な道路の保全・維持管理が喫緊の課題となっている。

同国政府の「第 7 次 5 か年計画」（2016/17～2020/21 年度）の中で、道路維持管理コストの抑制及び安全な道路利用のために、厳格な過積載対策の必要性が強調されており、現在、同国政府は全国 4 か所に軸重計を設置して、民間事業者への委託により過積載車両への罰金徴収を実施している。また、2022 年までに新たに全国 21 か所での軸重計設置を計画しており、「主要幹線軸重計整備プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）は当国政府の計画を踏まえた過積載対策の実施体制強化を目指すものである。

また、円借款事業「クロスボーダー道路網整備事業」で整備する国際幹線道路網においても過積載対策は課題であり、同事業にて軸重計設置が実施される。かかる状況の下、主要幹線における過積載対策を強化し道路・橋梁の損傷を軽減することで、当国の主要幹線道路における円滑かつ信頼度の高い交通・物流ネットワークの構築を図り、周辺国との貿易の促進に寄与することを目指すものである。

2. プロジェクトの概要

- (1) プロジェクト名
主要幹線軸重計整備プロジェクト
- (2) 対象地域
バングラデシュ国内の主要幹線道路
- (3) 関係官庁・機関
実施機関：道路交通橋梁省 道路・国道部

(Roads and Highways Department of the Ministry of Road
Transport and Bridges : RHD)

関係機関 :

- ・ 道路交通橋梁省 道路局
(Road Transport and Highways Division: RTHD)
- ・ 交通警察 (Highway Police)
- ・ 道路交通機構 (Bangladesh Road Transport Authority: BRTA)
- ・ 陸港機構 (Bangladesh Land Port Authority: BLPA)

(4) 上位目標

主要幹線道路での過積車両の通行が減少する。

指標 1 : 積荷の現場取り下ろし設備が整備されている軸重計測所において、規制値を超過した過積載車両の台数が xx からゼロになる。

(5) プロジェクト目標

バングラデシュ政府関係機関の過積載対策にかかる体制・枠組みが整備される。

指標 1 : 軸重計測所の運営維持管理業務の委託先企業が業績評価において xx%以上の合格点を獲得する。

指標 2 : RHD の技術サービス課 (Technical Services Wing) において、過積載の現状報告書が作成されている。

指標 3 : 過積載取締りに関する実務マニュアルが関係機関において承認される。

指標 4 : 成果 4 の活動結果を踏まえて、過積載取締り活動を展開するためのアクションプランが策定される。

(6) 期待される成果

成果 1 : 軸重計測所の委託業務に関する RHD の監理能力が向上する。

成果 2 : 過積載対策のための情報収集・分析能力が向上する。

成果 3 : 過積載車両に対する取締制度が強化される。

成果 4 : パイロットサイトにおいて過積載車両の取締り活動が強化される。

(7) 活動の概要

<成果 1 に関する活動>

- 1-1. 軸重計測所における委託業者の業務内容及び RHD の監理業務の現状を調査の上、軸重計の運営・維持管理に関する課題を把握する。
- 1-2. RHD の関係職員を対象にニーズアセスメントを実施し、委託業者への管理業務につき強化すべき能力を特定する。
- 1-3. 軸重計測所の委託業者に対する RHD の業務管理体制を明確に定義・決定する。
- 1-4. 成果 1 の活動を実施する軸重計測所を (1 ヶ所あるいは 2 ヶ所) 選定する。
- 1-5. RHD 職員向けに、軸重計測所の委託業者についての委託業務監理マニュアルや委託業務にかかる標準仕様書を策定する。
- 1-6. 選定した軸重計測所において、委託業者のパフォーマンス評価も含め

た業務管理に関するトレーナー研修（Training of Trainers: TOT）を RHD 職員（施設運営・維持管理課（Mechanical Wing）と地方事務所管理課（Zonal Operations Wing）の Supervisors）に対して実施する。

- 1-7. （RHD のトレーナーが）他の軸重計測所において、パフォーマンス評価も含めた委託先の業務管理に関する研修を実施する。
- 1-8. 作成された軸重計測所の委託業務監理マニュアルおよび標準仕様書を改訂し、新設される 21 ヶ所の計測所にかかる委託業務の発注計画を策定する。
- 1-9. 21 ヶ所の計測所に対して、委託業務監理に関する研修計画を策定する。

- 2-1. 軸重や過積重量に関する規制値を確認する。
- 2-2. 新規データベースシステムに必要な項目とデータ収集方法を検討する。
- 2-3. 過積載に関するデータベースシステムを構築する。
- 2-4. 過積載に関するデータベースシステムの運用マニュアルを作成する。
- 2-5. 既存の軸重計測所に開発したデータベースシステムを導入し、活動 2-4 で作成した運用マニュアルを用いて、軸重計測所の RHD 職員にデータベース運用の TOT 研修を実施する。
- 2-6. 活動 2-5 の結果をベースに、必要に応じてデータベースシステムを改良する。
- 2-7. 活動 2-6 で改良したデータベースシステムを他の軸重計測所に導入する。
- 2-8. 他の軸重計測所において、作成したマニュアルを活用して、過積載に関するデータ収集の研修を RHD 職員に対して実施する。
- 2-9. 技術サービス課（Technical Services Wing）の職員を対象に、収集された過積載のデータ分析方法に関する研修を実施し、過積載の月次モニタリング報告書を作成する。
- 2-10. データベースシステムを活用して、過積載の現状分析報告書を作成する。

- 3-1. 過積載車両の取り締まりに関する実施細則の整備状況と過積載車両に対する罰則内容をレビューする。
- 3-2. 過積載車両の取締りの実態を把握する。
- 3-3. 過積載車両の取締り実施に関する課題を整理する。
- 3-4. 過積載車両の取締り実施に関する改善ポイントと規制改定ための提言をまとめる。
- 3-5. 過積載取締りに関する実務ガイドライン案を作成し、成果 4 で実施するパイロット活動の結果に応じて改訂する。

- 4-1. 運送会社、トラック協会、労組等を対象に過積載の違法性や課題に関する啓発・広報活動を行う。
- 4-2. 過積載車両取締りに関するパイロット活動を計画する。（目的、活動内容、パイロットサイトの選定等）

- 4-3. 活動 4-2 で策定した計画に基づいて、パイロットサイトでの過積載車両の取締りの活動を実施する。
- 4-4. パイロットサイトにおける過積載車両の取締り活動の課題を抽出し、改善点を検討しまとめる。
- 4-5. 活動 2-9、2-10 の結果も考慮し、過積載車両の取締り活動を拡大するためのアクションプランを策定する。

3. 業務の目的

バングラデシュ国「主要幹線軸重計整備プロジェクト」に関し、JICA がバングラデシュ側と締結した当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトに係る R/D に基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 実施体制

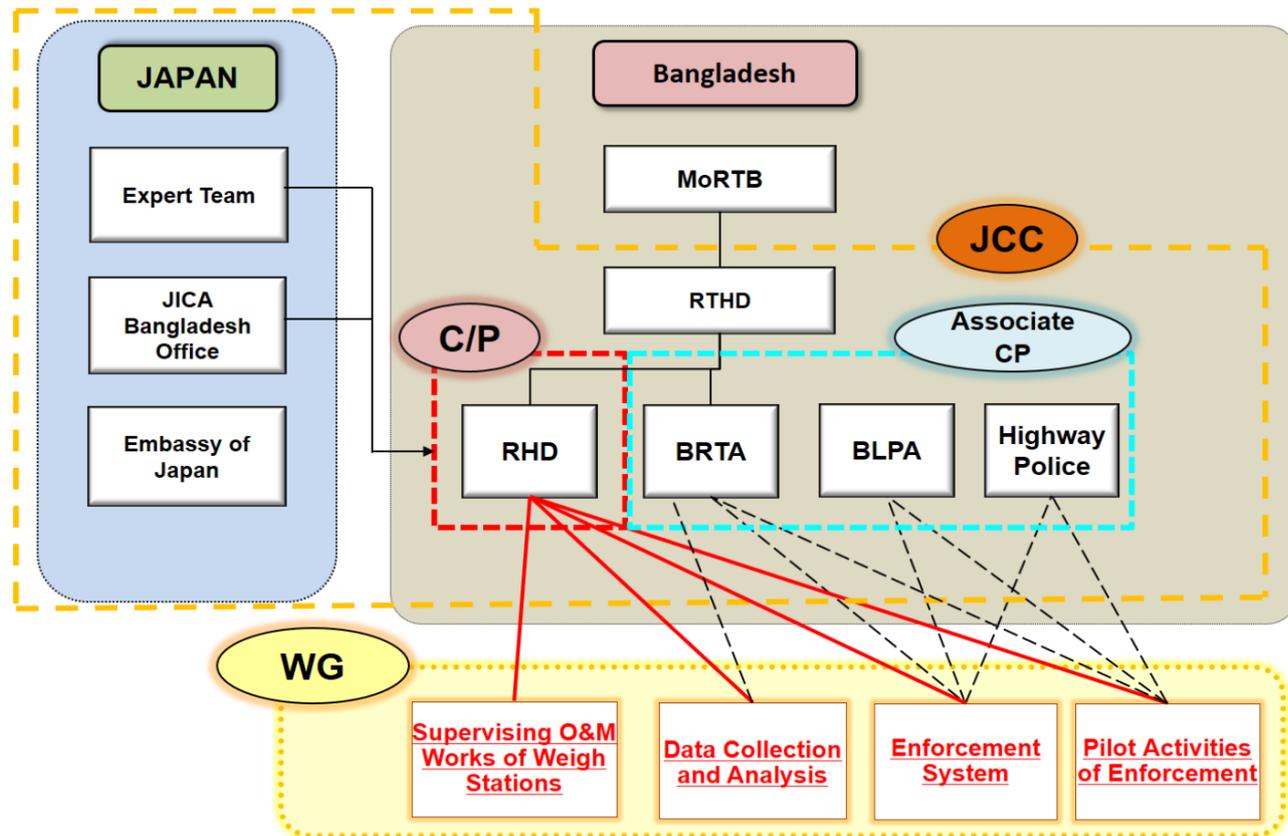
本プロジェクトでは RHD を主要カウンターパート（C/P）としてプロジェクト・ダイレクターに RHD の道路設計・安全班（Road Design and Safety Circle）の Superintending Engineer、プロジェクト・マネージャーに RHD の Executive Engineer が配置される予定である。

またプロジェクトを全般的に管理するために、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）の議長は道路交通・橋梁省の次官（道路交通担当）を議長として、現行の活動計画表（Plan of Operations: PO）上に規定されているとおり、6 カ月に 1 回開催する。

JCC の傘下には、PDM（Project Design Matrix）に示した 4 つの成果（アウトプット）を達成するための作業部会（Working Group: WG）が設置され、各活動の計画策定、進捗管理、課題への対応、成果発現の管理等を行う。WG の議長に RHD の技術サービス課（Technical Service Wing）の Additional Chief Engineer が配置される予定。

JCC 及び WG 及び関係協力機関等の体制は下図の通り。

Implementation Structure



Notes While this figure illustrates governing structure of the Project, for the implementation of the Project, JICA experts will co-work with counterpart personnel in WGs.

JCC: Joint Coordinating Committee
 MoRTB: Ministry of Road Transport and Bridges
 RTHD: Road Transport and Highways Division

RHD: Roads and Highways Department
 BRTA: Bangladesh Road Transport Authority
 BLPA: Bangladesh Land Port Authority

なお、上記の実施体制図には含まれていないが、RHD の他、バングラデシュ道路交通橋梁省橋梁部 (Bangladesh Bridge Authority: BBA) も一部の橋梁を管轄しており、ジャムナ橋では過積載車両の取り締まりを実施している。今後、BBA の過積載取り締まりのための活動についても情報収集するとともに、JCC、WG を開催する際には、BBA にも案内するとともに、成果 3 で取りまとめる提言や実務ガイドラインについては、BBA にも適宜共有すること。

(2) 全国 21 か所への軸重計設置計画

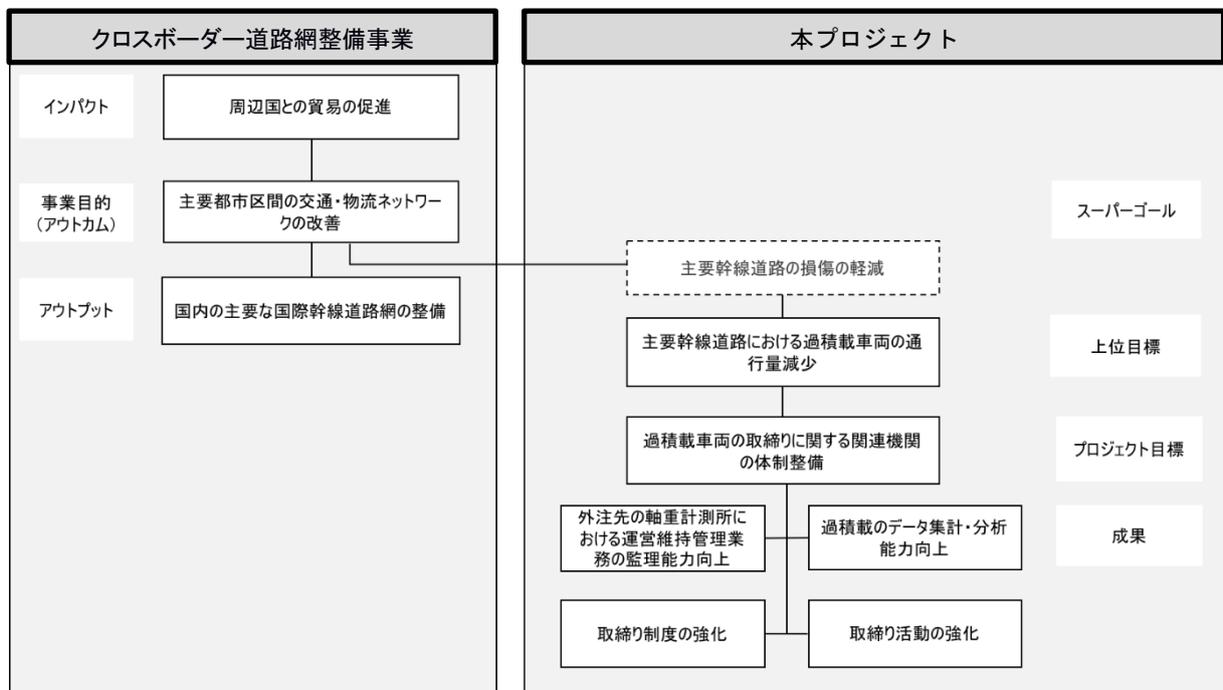
C/P 機関の RHD は、国内 4 か所で既に過積載対策のための軸重計を運営しており、軸重計測所の運營業務は民間会社に委託され、過積載車両への課徴金の徴収が実施されている。また、RHD は 2022 年に全国 21 か所に軸重測定所を設置する計画を策定済みであり、同 21 か所の軸重計測所の運營業務を民間委託する方針を有している。本プロジェクトは、先方政府の取り組みを技術・能力・体制面で支援することを通じて、軸重規制の本格全国展開の基盤整備に貢献するものである。このため、先方政府の軸重計測所設置計画の進捗については随時状況を把握するよう努めること。

(3) 円借款事業と本プロジェクトの関係

本プロジェクトは円借款附帯プロジェクトであり、円借款事業「クロスボーダ―道路網整備事業」の附帯事業として位置付けられている。このため、本プロジェクトの事前評価表は同円借款事業と一本化されており、事後評価についても同円借款事業と一体で実施される見込みである。

本プロジェクトでは同円借款事業のアウトカム（主要都市区間の交通・物流ネットワークの改善）をスーパーゴールとして位置付け、本プロジェクトの実施によって将来的に同円借款事業が目指しているアウトカムの実現に直接貢献するよう整理した。この関係は下図に示すとおりである。

また、本プロジェクトでは、円借款事業「カチプール・メグナ・グムティ第2橋梁建設事業」の事業サイトであるメグナ橋・グムティ橋の軸重計測所も協力の対象となるため、本プロジェクトの活動を通じて、これらの円借款事業で建設された道路・橋梁の維持管理にも貢献するよう留意する。



(4) 軸重規制にかかる利害関係者との調整

過去、RHDは現在より厳しい軸重規制（2軸車両は総重量15トン）の導入を検討していたが、輸送業者団体の反発が強かったため、22トンへ緩和する暫定措置を決定している。RHDは道路の保全の観点から軸重規制の強化を図りたいと考えている。このような経緯を踏まえ、プロジェクト成果3及び4においては、社会的な摩擦を回避するため、輸送業者や貨物輸送業界などの利害関係者とRHDとの協議・調整を踏まえつつ、段階的な過積載規制の強化案を検討すること。

また、パイロットプロジェクトの一環として、過積載対策の重要性について社会的な理解を得るための広報活動を想定している。具体的な広報・啓発活動についてはWGで検討の上、決定する。なお、広報・啓発活動に必要な経費については、バングラデシュ側負担を想定している。

(5) 他ドナーとの調整

現在、バングラデシュ国では ADB が 2 箇所の軸重計測所設置を計画しているため、ADB のプロジェクト関係者とも情報共有を行い、これらの軸重計測所も本プロジェクトによる技術移転の対象となるよう留意すること。

また、KOICA（韓国国際協力団）の支援でメグナ・グムティ料金所（軸重測定所）を含む区間へ ITS（高度道路交通システム）機器の整備支援が計画されている。RHD からは本プロジェクトと KOICA の ITS プロジェクトの間での調整やデータの互換性の確保等を期待されている。KOICA の支援内容については情報収集を継続しつつ、適宜 JICA と情報共有すること。

(6) プロジェクトの柔軟性の確保について

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA はこれら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（バングラデシュ側との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が JICA に事前に相談し、合意を得る。その上で、先方実施機関との協議結果とともに、R/D 変更¹のための M/M（案）及び添付の PDM、PO の変更（案）を作成し、提出する。

(7) バングラデシュ側実施機関のオーナーシップの確保

本プロジェクトは、バングラデシュ側が軸重計測所による過積載車両の規制を全国的に展開するための制度・体制整備を支援するものである。このため、バングラデシュ側のオーナーシップの確保と能力強化が重要であることに留意する。

また、本プロジェクトの運営は、PDM に沿った C/P との協働作業を基本とし、JICA 及び受注者は、バングラデシュ側 C/P の主体性を尊重し、業務実施プロセスについて十分意識・工夫を行っていくものとする。

(8) 成果 1 についての留意事項

現在、カチプール・メグナ・グムティ橋梁では、軸重計測所の管理業務を委託された民間事業者（委託業者）により過積載車両からの罰金徴収を実施している。成果 1 の活動に際しては、このような運営中の軸重計測所の委託業者及び RHD 職員から可能な範囲で主な業務内容、人員配置、徴収した罰金の処理方法、その他契約条件等について聞き取りの上、21 か所の軸重計測所の業務委託に関する標準仕様書の作成を行うこととする。なお、RHD が認識している問題意識

¹ プロジェクト基本計画に関する事項（R/D 本文及び PDM 記載項目：案件名称、協力期間、プロジェクトサイト、ターゲットグループ、相手国実施機関、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入、実施体制等）の変更を要する場合は、R/D の変更が必要。PO のスケジュール欄に記載の事項（活動／投入スケジュール等）についてはプロジェクトレベルで修正・合意が可能。

の一つとしては、委託業者から必ずしも十分な報告を受けていない等の事項があるが、標準仕様書に盛り込むべき事項については、RHD および委託業者の問題意識についても聴取の上、検討すること。

また、カチプール・メグナ・グムティ橋梁の軸重計測所は通行料金を徴収する料金所としての役割も備えており、委託業者も過積載車両からの罰金徴収と併せて通行する全車両からの料金徴収を実施している。しかし、将来的には軸重計測所としての役割のみを担う計測所と、料金徴収所としての役割を併せ持つ計測所に分かれるため、上記の標準仕様書はそれぞれのケース毎に作成するとともに、成果1のTOT研修ではこの両者を含めるよう留意する。

成果1に関するTOT研修は、上記の標準仕様書を数カ所の軸重計測所の委託業者の監督行為に活用するものであり、RHDの監督職員は監督行為を通じて、委託業者の業務及び監督行為についての理解を深めるとともに課題事項等を把握することとする。TOT研修に参加したRHD職員は標準仕様書の改定および各軸重計測所の特性に応じた委託契約の特記仕様書の策定にも関与するとともに、各軸重計測所の監督に当たる職員に対して研修、指導、助言を担当することを想定している。

(9) 成果2についての留意事項

本プロジェクトでは、各軸重計測所にデータベースを導入して、過積載車両に関するデータを収集して、軸重計測所で集積された軸重の計測データをRHD本部に集約して、RHDにて過積載に関するデータを一元的に集約・分析する想定である。

基本的に各軸重計測所では委託先が自社のシステムにより過積載車両の計測データを蓄積しているため、本プロジェクトでは各軸重計測所が収集するデータをRHD本部に自動伝送し、RHD本部においてデータを蓄積して、時期、場所、車両タイプ別などの様々な角度から傾向を分析できるようになるよう留意すること。

成果2に関するTOT研修として、軸重計測所に導入するデータベースシステムについての運用マニュアルを用いて、RHDの研修指導候補者へのデータベース運用の講義と実習を行う。受講者は、データベースの運用、分析とともに軸重計測所の委託業者の監督、データベースの運用に携わる職員への研修・助言を行う指導者となることを想定している。

(10) 成果3についての留意事項

RHDは、制度の公平性を維持しつつ、道路保全の強化を図る観点から、全国的に軸重計測所が整備されるのを受けて、過積載車両の取り締まりを段階的に強化したい意向を有している。こうした背景も踏まえつつ、成果3の活動として、業務の中で規制制度の改善策を提案すること。

また、成果2で整理したデータ・課題を踏まえて、現状分析を行うとともに、過積載車両の実態に関する課題を整理²の上、過積載車両の取締りに関する改善ポイントと制度改善のための提言を整理する。軸重規制に関する制度改善の検

² 例えば、規制強化した場合にその影響を受ける車両数、過積載の累犯件数等を分析する等の整理が必要となる。

討について、バングラデシュ側からは、過積載車両の統計データ分析に加えて、過積載車両により道路・橋梁の損傷が進行することによる経済的な損失、及び過積載車両減少に伴う経済的な便益等を評価するよう求められている。これらの点を踏まえ、交通データ分析に際してはバングラデシュ国内での議論に資するような交通経済的な観点からの分析・提言を行うこと。

(11) 成果4についての留意事項

本プロジェクトで実施する過積載車両の規制にかかるパイロット活動においては、今後、円借款事業「クロスボーダ道路網整備事業」で整備されるベナポール近郊の軸重計測所において、過積載車両の取り締まり活動を想定している。RHD からパイロット活動の早期実施を強く要望されたため、パイロット活動をフェーズ1・フェーズ2に分けて実施することとしている。

フェーズ1では、現行の規制値（2軸車両は22トン）あるいは活動を開始した時点の規制値を適用して実施し、フェーズ2では、同活動によって規制値の改定案が示された後、その改定規制値で取締り活動を実施する想定である。

パイロット活動のフェーズ1は、POでは本プロジェクト開始から1年後に着手する計画であるが、円借款事業「クロスボーダ道路網整備事業（バングラデシュ）」での軸重計測所の建設スケジュールが遅延する場合は、スケジュールの見直しが必要となる。このため、軸重計測所建設の進捗に応じて、フェーズ1の実施可否、フェーズ2の実施時期を含めて、柔軟にパイロット活動の事業計画を見直すこと。

なお、具体的なパイロット活動の内容については、プロジェクト開始後にWGにて協議すること。

(12) 執務室の提供

R/Dに記載のとおり、バングラデシュ側RHDにて、執務室（執務机・椅子や空調等の基本的なオフィス家具を含む）を準備する予定である。このため、基本的に執務室賃貸料については、見積書への計上は不要である。しかし、現在RHD本部は建設中で2020年7月開所予定であり、執務室の利用開始時期が不透明であるため、3か月分の執務室賃貸料を見積書（本見積）に含めること。

(13) 環境社会配慮

JICA「環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）において、本業務は環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されたため、カテゴリCに分類されている。今後、実施途上においても環境や社会への負の影響が生じる事業が計画、実施される見込みはないと考えられるものの、同ガイドラインを参照のうえ、万が一カテゴリB以上に分類されるような状況に至る可能性があれば、速やかにJICAに報告し、C/P側との協議を行うこととする。斯様な場合、適宜カテゴリ分類を見直し、業務内容の変更を行うと共に、バングラデシュ国環境関連法規に基づく必要な措置を講じることとする。

6. 業務の内容

成果 1～4に係る活動

(1) ワークプランおよびモニタリングシートの作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書や各年次の目標を含む既存の関連資料・情報等を整理した上で、詳細な調査内容及びスケジュールを検討し、ワークプランおよびモニタリングシートに取りまとめる。また、内容をバングラデシュ側に説明・協議し、基本的了解を得る。

モニタリングシートについては、Ver.1 作成から 6 か月おきに先方実施機関と協同で更新版を作成し、JICA バングラデシュ事務所へ提出すること。

(2) PDM の指標設定

R/D に添付の PDM に記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標を確定すべく、本プロジェクト開始 6 ヶ月後を目途に既存の資料、データのレビューについて JCC メンバーと協議を行う。なお、指標の目標値、基準値が未設定の項目の具体的な数値の設定、必要に応じた項目の追加、変更等については、事前に JICA と協議を行い、合意を得た上で、バングラデシュ側と協議を行うこと。

(3) C/P 職員の選任

C/P 職員については、RHD が関係機関と協議の上、決定する旨合意しているが、本プロジェクト開始時に選任が未了の場合は、速やかに選任される様、受注者は関係機関に働きかけを行うこと。

(4) JCC・WG 等の開催

① JCC

以下の業務の実施を目的に、先方政府が主体となって、6 ヶ月に 1 回の頻度を目途に JCC を開催する。JCC の議長は RTHD の次官が務める。

- ・ PDM に基づき、ワークプランについて議論し承認する。
- ・ 全体の進捗をレビューしたうえでモニタリングと評価を実施し、必要に応じて PO や計画を修正する。
- ・ プロジェクト実施にあたってのその他の重要な問題について議論する。

② 作業部会 (WG)

作業部会では本プロジェクトの 4 つの成果及び活動についての活動計画の策定、活動の実施及び進捗管理、課題への対応策の議論を行うとともに、パイロットプロジェクトの実施調整を行う。作業部会は、RHD の技術サービス課 (Technical Service Wing) の Additional Chief Engineer を議長とし、バングラデシュの関係者と日本人専門家から構成され、必要とするメンバーを招集して開催する。

(5) 本邦研修の実施

本プロジェクトでは、技術移転の一環として、C/P が日本の過積載車両対策に係る取り組み・経験・教訓、並びに行政機関と業界団体の協力関係等を学び、

バングラデシュの制度改善・構築に活かすことを目的として、本邦研修を実施する。同研修は、1回あたり約8～10名、14日間程度とし、計3回の本邦研修の実施を想定している。

同研修は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に基づき実施する。同ガイドラインに記載の「受入業務」「監理業務」「実施業務」のうち、「受入業務」「監理業務」はJICAが行い、受注者は「実施業務」を行う。主な業務は以下のとおり。

- ① 研修カリキュラムの策定
- ② 研修受入先選定、内諾取付け
- ③ 研修受講候補者が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取付け支援
- ④ 研修受入先との日程及び研修内容の調整
- ⑤ 研修の実施（経費精算を含む）
- ⑥ 研修成果の業務への活用促進

プロジェクト目標及び成果達成に必要と思われる研修先、研修内容、時期、期間等をプロポーザルで提案し、上記ガイドラインをよく参照した上で、必要な経費を別見積りに計上すること。

研修実施にあたっては、研修詳細計画書を作成し、打合簿にて確認すること。なお、業務実施中にJICA及びC/P機関と協議のうえ、先方ニーズに応じた当初案からの研修内容の変更は可とする。

成果1に係る活動

(6) 現状把握とニーズアセスメント

プロジェクト開始時点で稼働している軸重計測所を対象に現地調査を実施し、外部委託契約の内容確認、委託先の業務内容の確認、RHDが実施している委託先の管理業務の内容等について現状を把握する。その結果を踏まえて、RHD関係部局等に対してニーズアセスメントを実施するとともに、現在の課題や今後RHDが強化すべき能力について協議する。

(7) 委託業務監理マニュアルおよび標準仕様書の作成

上記(6)を踏まえて、RHDが直接実施する業務、外部委託する業務を明確化し、RHDと協議の上、成果1でTOT研修を実施する軸重計測所を決定し、上記5.(8)を踏まえつつ業務実態の分析を行い、軸重計測所の業務監理に関する標準仕様書及び委託業務監理マニュアルを策定する。標準仕様書は、RHDが今後新規で業務委託をする場合および契約満了に伴って新たに委託先を選定する際の調達業務に活用するものであり、RHDにおける委託業務内容を標準化するものである。また委託業務監理マニュアルにより軸重計測所での業務の品質を担保して、RHDがより確実に委託先を管理する体制の構築を目指している。

日本側専門家（本業務実施契約の業務従事者）と協働して、業務実態の分析および標準仕様書等の策定を行うRHD職員については、RHDと協議して人選

を行うが、当該職員については、原則として下記（８）の TOT 研修にも参加することとする。

（８）委託先の業務管理に関する TOT 研修の実施

上記（７）で選定した軸重計測所を対象にして上記 5.（８）を踏まえつつ、TOT 研修を実施する。TOT 研修実施後は、育成された RHD 職員が中心となり他の RHD 職員に順次研修を実施する。なお、この過程で、段階的に日本側専門家（本業務実施契約の業務従事者）の関与を減らし、最終的には RHD が独力で研修を実施できるよう留意すること。

（９）マニュアル等の改訂と今後の研修計画策定

実施した TOT 研修の結果を踏まえて、委託業務監理マニュアルや標準仕様書を見直すとともに、RHD と新設される 21 ヶ所の軸重計測所の委託業務の発注に関する計画を策定する。また、21 ヶ所の軸重計測所に対して委託業務監理に関する研修計画を策定する。これらの計画を検討するに際しては、RHD 関係者と十分意見交換の上、RHD 側の 21 か所の軸重計測所設置計画を踏まえたものとなるよう留意すること。また、成果 2、成果 3 等、プロジェクトの進捗に応じて適宜研修計画を更新すること。

成果 2 に係る活動

（10）データベースの仕様検討

現在のバングラデシュにおける過積載車両の規制措置や規制値を確認するとともに、軸重計測所で収集されているデータ項目や BRTA から提供可能な車両登録に関するデータ項目を確認の上、RHD とも協議の上でデータベースに含めるデータ項目を検討する。また、運営中の軸重計測所では、委託先業者が開発した軸重・車重に関するデータベースシステムがあるため、これらのデータも RHD が集積できるような仕様とするよう留意すること。

なお、本プロジェクトでは RHD 職員が各自の端末から容易にアクセスできる方法として、ウェブベースでデータベースを閲覧できる方法を想定しているが、データベースの仕様や活用方法については、業務の過程において受注者が提案すること。また、データベースの開発にかかる費用は別見積とすること。

（11）データベースの開発とその運用方法に関する TOT 研修の実施

上記（10）の結果を踏まえて、過積載車両に関するデータベースシステムを構築するとともに、RHD 職員向けの運用マニュアルを策定する。また、既存の軸重計測所に開発したデータベースシステムを試験導入して、軸重計測所の RHD 職員にデータベースの運用方法について、上記 5.（９）を踏まえつつ TOT 研修を実施する。

なお、軸重計測所で収集した過積載車両のデータを RHD 本部に自動伝送して、RHD 本部にて現場からの情報が適切に共有されるか確認する。

（12）データベースの改良と普及

上記（11）の試験導入の結果を踏まえて、必要に応じてデータベースを改良

し、改良版を他の稼働している軸重計測所へ導入して、RHD 本部にて稼働している全ての軸重計測所のデータを集約できる体制を整備する。また、TOT 研修で育成した RHD 職員が中心となり、他の軸重計測所に対してもデータベースの運用方法について研修を実施する。

なお、研修の過程で、段階的に日本側専門家（本業務実施契約の業務従事者）の関与を減らし、最終的には RHD 職員が独力で研修を実施できるよう留意すること。

(13) データ分析能力の向上と分析報告書作成

RHD の本部において、各軸重計測所から集積したデータを分析する研修を実施する。研修の対象は RHD の技術サービス課（Technical Service Wing）の職員を想定するが、RHD カウンターパートに対象者を確認すること。また、本研修を踏まえて、過積載車両に関する月次モニタリング報告書と現状報告書を作成する。

データ分析の研修及び分析報告書の作成を通じて、RHD 職員のデータ分析能力の向上につながるよう留意すること。

成果 3 に係る活動

(14) 過積載車両に関する法制度のレビュー

過積載車両の取り締まりに関する実施細則の整備状況や罰則内容をレビューし、過積載車両の取締りに関する現状を把握する。また、本プロジェクトの詳細計画策定調査時点では、RHD と BRTA によって既に過積載車両の取り締まりに関する実施細則はほぼ整備されており、「道路交通法 2018」に基づいて制定が必要な実施細則も策定中であるとのことであったので、その後の進捗等も確認する。

(15) 課題分析と提言のとりまとめ

これまでの活動を通じて得た情報・分析結果を踏まえて過積載取締りに関する課題を抽出する。特に法律や実施細則が執行されない要因とその対応策も協議し、バングラデシュ関係機関の役割の再確認・再定義、関係機関間の連携方法、過積載取締り活動の実施手順を再整理する。

また、日本を含めた先進国および周辺国の過積載の規制値や取締り状況を紹介するとともに、成果 2 の活動を通じて作成された過積載の分析報告書の内容も加味して、過積載車両の取締り実施に関する改善点と規制改定（段階的な強化を想定）のための提言を取りまとめる。その際、バングラデシュ関係者と十分に協議するとともに、JICA 社会基盤部、JICA バングラデシュ事務所も密に意見交換を行うこと。

過積載の取締り強化のためには、政策決定者と現地国民に対する説明責任を果たす観点から、過積載に伴う道路損傷等の経済的損失と規制強化に伴う運送業者の経済負担を比較考量した分析が必要であり、簡易な前提条件を設けつつ、これら分析を行うとともに、分析結果については成果 4 の啓発・広報活動の材料としても活用する。

(16) 過積載取締りに関する実務ガイドライン案の作成

上記(15)を踏まえ、バングラデシュ関係機関が参照するための過積載取締りのための実務ガイドラインを作成する。ガイドラインには、成果3の活動で協議・整理した関係機関の役割や取締り活動の手順も反映した内容とする。実務ガイドラインについては、成果4のパイロット活動での活用を図るとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて適宜、改定を図る。

成果4に係る活動

(17) 啓発・広報活動の実施

過積載への理解を促すため、過積載の違法性や課題に関する啓発・広報活動を実施する。現在想定している主な対象者は、トラック協会、運送会社、労働組合等であるが、啓発・広報活動の計画、目的、活動内容についてはWGで検討・相談の上で決定する。なお、広報・啓発活動に係る経費については先方負担となるため、見積書への計上は不要である。

(18) パイロット活動の計画・実施

過積載車両取締りに関するパイロット活動を計画、実施する。パイロット活動の目的、活動内容、スケジュール等はWGにて協議して、成果3で取りまとめる提言を踏まえた活動となるよう留意すること。また、パイロット活動の計画に際しては、「クロスボーダー道路網整備事業（バングラデシュ）」におけるベナポール近郊での軸重計測所の建設スケジュールを踏まえて、上記5.(11)に記載の通りフェーズ1・フェーズ2に分けて実施するかどうか、JICA社会基盤部、JICAバングラデシュ事務所とも十分相談すること。

なお、パイロット活動では、RHDの他、特に交通警察と密に意見交換して、実施に際しても十分連携するよう留意する。

(19) 取り締まり活動の展開に関するアクションプランの策定

パイロット活動の実施結果を踏まえて、過積載車両の取締り活動にかかる課題を抽出し、改善点を検討して取りまとめる。また、この成果を踏まえて、他の軸重計測所でも同様の取り締まり活動を実施するため、アクションプランを策定する。

成果1～4共通

(20) プロジェクト事業完了報告書(PC/R)の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し、実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。

ドラフトPC/Rの内容についてはバングラデシュ側に説明し、合意を得た上で、社会基盤部、JICAバングラデシュ事務所に提出すること。その後JICAからのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCCで合同レビューを実施し、その結果を踏まえPC/Rを修正、確定する。したがって、ドラフトPC/Rは、業務完了の3ヵ月程度前を目途として、余裕を持って提出することが望ましい。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の提出にあたっては、C/P と協働で作成にあたること。また、プロジェクト事業完了報告書（PC/R）には技術協力作成資料を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書等	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日 以内	和文 3 部
ワークプラン	業務開始から約 1 か月 後	英文 3 部 和文 3 部
モニタリングシート Ver.1	2020 年 8 月頃	英文 1 部 和文 1 部
モニタリングシート Ver.2	Ver.1 提出の 6 カ月後	英文 1 部 和文 1 部
モニタリングシート Ver.3	Ver.2 提出の 6 カ月後	英文 1 部 和文 1 部
モニタリングシート Ver.4	Ver.3 提出の 6 カ月後	英文 1 部 和文 1 部
業務進捗報告書 (1)	2022 年 2 月	和文 3 部
モニタリングシート Ver.5	Ver.4 提出の 6 カ月後	英文 1 部 和文 1 部
モニタリングシート Ver.6	Ver.5 提出の 6 カ月後	英文 1 部 和文 1 部
業務進捗報告書 (2)	2023 年 2 月	和文 3 部
モニタリングシート Ver.7	Ver.6 提出の 6 カ月後	英文 1 部 和文 1 部
モニタリングシート Ver.8	Ver.7 提出の 6 カ月後	英文 1 部 和文 1 部
業務進捗報告書 (3)	2024 年 2 月	和文 3 部
プロジェクト事業完了報告書 (PC/R)	2024 年 6 月 20 日まで (ドラフト PC/R は最終 JCC 開催の 1 カ月前を目 途として提出すること。 可能であれば業務完了の 3 カ月程度前を目途とし て提出するのが望まし い。)	英文 13 部 和文 5 部 CD-R 6 枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R等）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2020年1月）を参照する。

各報告書の記載項目（案）は、JICAと受注者で協議、確認する。各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用して読みやすいものとする。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保できるよう留意する。各報告書が分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。また、結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいはその検討過程に関する記述・導出法を明記すること。

（2）技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出すること。

- ① 軸重計測所の委託業務監理マニュアル
- ② 軸重計測所の委託業務発注に関する標準仕様書
- ③ 過積載に関するデータベースシステムの運用マニュアル
- ④ 過積載取締りに関する実務ガイドライン
- ⑤ 過積載車両の取締り活動を拡大するためのアクションプラン

（3）コンサルタント業務従事月報

受注者は、海外・国内における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに報告する。

なお、バングラデシュ側と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2ページ程度）
- ② 活動に関する写真（1ページ程度）
- ③ Work Breakdown Structure（WBS）
- ④ 業務従事者の従事計画／実績表
- ⑤ 貸与物品リスト

第4 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本プロジェクトの期間は48ヵ月間であり、本業務については2020年6月の業務開始から2024年7月の業務終了までの約49ヵ月間を一括の複数年度業務実施契約にて実施することを予定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約117.8人月(M/M)

(2) 業務従事者の構成（案）

業務の内容及び業務の工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合は、その理由及び人材費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 道路交通管理・政策（2号）
- ② 軸重計測所管理（運営体制）（3号）
- ③ 軸重計測所管理（契約）
- ④ 軸重計設備維持管理
- ⑤ サーバーシステム開発
- ⑥ ウェブシステム開発
- ⑦ 交通データ分析
- ⑧ 交通経済
- ⑨ 研修計画・運営
- ⑩ モニタリング
- ⑪ 広報

3. 対象国の便宜供与

便宜供与の詳細は当該プロジェクトに係るR/D及び詳細計画策定調査報告書に記載のとおりであるが、現在のところ、バングラデシュ側によって準備されるものは以下のとおりである。

- ・ 執務室（RHD 建屋内又は近隣）
- ・ C/P の配置（RHD、BRTA、BLPA、交通警察の職員）
- ・ プロジェクトに関係する情報提供（軸重計測所での過積載車両のデータ含む）
- ・ JICA 専門家（本業務実施契約の業務従事者）のプロジェクトサイトへのアクセス許可
- ・ JICA 専門家（本業務実施契約の業務従事者）へのIDカードの貸与

- ・ 広報・啓発活動に係る経費の支弁
- ・ 輸入機材に関する免税・通関手続き
- ・ プロジェクト活動に関する C/P のバングラデシュ国内での旅費

4. 配布資料及び公開資料

(1) 配布資料

- ① 本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書
- ② 本プロジェクトの R/D

(2) 公開資料

- 1) バングラデシュ国 クロスボーダー道路網整備事業（バングラデシュ）準備調査準備調査報告書（2016年2月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024972.html>
- 2) Preparatory survey on upper Meghna river basin watershed management improvement project in the People's Republic of Bangladesh : final report ; Vol.1. - Main report (February 2014)
https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_12147229.html
- 3) Preparatory survey on upper Meghna river basin watershed management improvement project in the People's Republic of Bangladesh : final report ; Vol.2. - Appendixes (February 2014)
https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_12147252.html

5. 資機材の調達

本業務遂行上、必要な資機材があればプロポーザルにて提案すること。当該資機材購入費（輸送費を含む）は別見積として計上すること。

なお、本業務実施のために本邦あるいは第三国から携行する受注者所有の資機材のうち、本邦あるいは第三国に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、必要な手続きを行うものとする。実施にあつては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」「JICA 輸出管理ガイドライン（業務受託者向け）」に基づいて行う。

6. 現地再委託

本業務においてはデータベース開発及び軸重計測所へのデータベースのインストール（10か所程度を想定）について現地再委託を想定している。

この他の業務についても、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが効率的、経済的と考える作業項目がある場合、理由を付してプロポーザルで提案すること。

なお、現地再委託にあつては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約にお

ける現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) コンプライアンスの確保

本業務を実施するにあたり、不正行為の防止のためのコンプライアンス確保の体制について、提案があればプロポーザルにて記載すること。

(3) 安全管理

1) 現地業務の実施に際しては、JICA の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を JICA 所定の書式により渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に予め連絡し、JICA の承認を得ること。

① 渡航前

(ア) JICA が行う安全対策研修・訓練の受講

本事業の業務従事者のうち、必ず 1 名は「安全対策研修」(対面座学) 又は「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」(Web) を受講すること。

(イ) JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング

全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む。）が現地への渡航の度に、必ずブリーフィングを受けること。

(ウ) 外務省「たびレジ」への登録

全業務従事者（日本国籍を持たない者を除く）が各自登録を行うこと。

(エ) JICA バングラデシュ事務所への連絡先等情報提供

安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により発注者に提供すること。また、ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

② 渡航後

バングラデシュ到着後、速やかに JICA バングラデシュ事務所によるブリーフィングを受けること。

2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）する。特に、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可

能な携帯電話等（スマートフォンやモバイルルーター等、現地にて入手可能）を常備し、チームごとにデータ通信が可能な状態にすること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。

- 3) バングラデシュ国内での安全対策については、JICA バングラデシュ事務所の指示に従うこと。現地での活動については安全面に考慮した日程となるよう、同事務所担当者と十分な調整を行うとともに、現地業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所に報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、柔軟に対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、同事務所と協議の上、決定し確保すること。
- 4) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所に安全対策を確認したホテルなどに限定する。
- 5) 執務室についても JICA の安全基準を満たす必要があるため、その確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。また、特に執務室の立ち上げに際しては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従って受注者が安全状況を点検し、同事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、本業務実施契約からの支出を行うことができる（要すれば、契約変更による契約金額の増額を行う）。
- 6) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- 7) 現地再委託業務において、再委託業者が第三国からの調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、再委託契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が受注者と協議しつつその指示に従うことを当該契約にて確保すると共に、受注者や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、不可抗力条項等を盛り込むことを検討すること。また、不可抗力発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。
- 8) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

9) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積にて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば、契約変更による契約金額の増額を行う）。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、発注者が別途定める「JICA 不正腐敗防止ガイドダンス」(2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大による影響

本業務については、新型コロナウイルスの流行の状況やバングラデシュ政府側の対応等により、業務内容・契約履行期間・現地業務時期等が本企画競争説明書に記載の想定から変更となる可能性も考えられます。これらにつきましては、発注者(JICA)と受注者にて協議の上決定します。

以 上